

公募型プロポーザル 質問回答書

岩沼市上下水道部上下水道経営課

業務名： 令和7年度 岩沼市上下水道事業公営企業会計システム更新業務

No.	該当箇所等	質問事項	回答
1	別紙 1 企画提案書について	提案書は自由書式との記載がございますが、ページ数に制限はありますでしょうか。 また、文字の大きさの制限はありますでしょうか（例 11 ポイント以上など）。	ページ数、文字の大きさ等に制限はありません。
2	プレゼンテーションについて	審査内容の項目の「プレゼンテーション企画書」については、提出書類の②（会社概要及び導入実績）、④（企画提案書）、⑦（導入スケジュール）が該当すると考えていますが、プレゼンテーション時の資料としてこれらの提出書類を使用する想定でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領9 優先交渉権者の決定 審査内容 価格について	提案価格の評価について、実施要領2 概要(4)履行期間及び(5)提案上限等に記載の①と②のそれぞれの価格を評価するのか、それとも①と②の合計額を評価するのか、どちらでしょうか。また、最低制限価格の設定はありますか。	①と②の合計額を評価します。 最低制限価格の設定はありません。
4	クライアントの設置について (実施要項2概要-(3)履行場所)	玉崎浄水場にクライアントの設置が求められていますが、ネットワーク構築は岩沼市様側で完了済という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	該当箇所等	質問事項	回答
5	システムの本稼働について (実施要項2概要-(4)履行期間)	②運用保守業務が令和7年10月1日～令和12年9月30日で実施することと記載されていますが、システム本稼働は令和7年10月1日という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	導入実績について (実施要項5参加申し込み - (1)②システム導入実績)	記載する実績は今回岩沼市様が調達予定の水道事業、下水道事業、特定公共下水道事業の3事業に絞る必要があるでしょうか。弊社で稼働中の全実績を記載してもよろしいでしょうか。	当市調達予定の3事業に絞る必要はありませんが、上下水道事業に導入した実績が分かるように記載してください。
7	企画提案書について (実施要項5参加申し込み - (1)④企画提案書)	企画提案書の枚数上限はありますでしょうか。	上限はありません。
8	システムデモの実施について (実施要項 別紙1 システムデモ実施要領)	実施要領内に「各種帳票の出力」とありますが、実際にプリンタをご用意し印刷する必要があるでしょうか。レビューやPDFの画面表示にてプリンタ出力直前までの動作を確認できればよろしいでしょうか。	プリンタ出力直前までの動作説明をしていただければよく、プリンタの持参は不要です。
9	クライアント設定について (システム更新業務仕様書 2.1システムの基本方針(1))	システムをインストールするパソコンは令和7年10月から更新されるパソコンに行うことと記載されていますが、仕様書1.5履行期間にて試験運用期間が令和7年9月1日から令和7年9月30日までとされています。試験運用にてクライアントを動作させる必要があると考えますが、この場合、試験運用期間のパソコンと令和7年10月導入のパソコン両方に対し設定を行う必要があるでしょうか。	設定を行っていただくのは本番環境のパソコンのみです。なお、本番環境のパソコンは令和7年9月1日頃に当市本庁舎（岩沼市桜一丁目6番20号）に搬入予定となっております。具体的な搬入日や搬入後のスケジュールは未定ですので、実際の試験運用期間は優先交渉権者と別途調整させていただきます。

No.	該当箇所等	質問事項	回答
10	過去データの移行について (システム更新業務仕様書 2.3システム導入対象(2)② (ウ))	過去データの移行について、現行システムで有する全ての 過年度データ及び令和7年4月～9月の令和7年度分データが 参照対象という理解でよろしいでしょうか。	移行データは令和7年度 岩沼市上下水道事業公営企業会計 システム更新業務仕様書 2. 3(2)②に記載のとおりで す。 伝票データは「令和6年度及び令和7年度における本稼働 開始日までの伝票データ」を対象としますが、それ以前の データを移行することも妨げません。
11	帳票レイアウト、出力項目 の変更について (システム更新業務仕様書 2.5汎用性要件)	制度の改正に伴う変更及び帳票レイアウトや出力項目等 について変更が生じた場合、容易に本システムの修正を行え る仕組みとすることとありますが、費用が発生する場合、 全面的に受注者が負うものではなく、協議させていただく ことは可能でしょうか。	令和7～令和12年度 岩沼市上下水道事業公営企業会計シ ステム運用保守業務 2. 1(4)・(5)に記載のとおり、原則 として保守範囲内の対応ですが、大規模な改修等が必要な 際は協議を行うことも可能です。
12	過年度データの参照につい て (システム機能対応確認書 No.35)	システム上で過年度データを参照できることとありませ うが、現行システムで有する全ての過年度データ及び令和7 年4月～9月の令和7年度分データが参照対象という理解で よろしいでしょうか。	導入時はNo.10回答の移行データからの参照ができれば差 し支えありません。 導入後は、入力した過年度データを過去5年以上保存し 参照できる機能があれば「対応可」の回答となります。